

# 町・道民税の申告受付は

平成20年度の町・道民税の申告受付を次の日程で行いますので、申告に必要な書類を持参し、時間厳守の上会場までおいでください。

なお、申告期日は3月17日(月)までとなっております、この期日以内に申告しない場合は各種控除が認められず、余分な税金を納めなければなりませんので、とくに留意の上申告をお願いします。

## ◎ 申告に必要な書類

1. 印鑑
2. 身分を証明するもの（運転免許証・健康保険証等）
3. 生命保険・簡易保険支払証明書  
（個人年金保険料も対象となります）
4. 地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
5. 収入及び必要経費の帳簿等（明細書・領収書）  
（農・漁業者は組勘の1年分の清算書等）
6. 国民健康保険税・介護保険料・社会保険料及び国民年金控除証明書、または領収書
7. 源泉徴収票
8. 預貯金の通帳と使用印鑑
9. 医療費等の支払証明書・領収書（事前に整理してください）
10. その他必要と認められる書類

これらの書類は、一般的に必要なとされているものですが、個々に必要な書類が異なる場合もありますので、ご不明な点などがありましたら役場住民課税務保険係（☎2-3047）へお問い合わせください。なお、これまでの受付で書類の不備が見受けられますので、お出かけ前に再度ご確認ください。

## 平成20年度 町・道民税申告受付日程表

月 日	対象地区	受付時間	受付場所
2月14日(木)	野名前・稲穂	午前10時～正午	稲穂夕なぎ会館
	勘太浜	午後1時30分～午後3時30分	勘太浜自治振興会館
2月15日(金)	宮津	午前10時～正午	宮津生活館
	東風泊	午後1時30分～午後3時30分	東風泊自治振興会館
2月18日(月)	球浦	午前10時～正午	球浦自治振興会館
	仏沢	午後1時30分～午後3時30分	海洋研修センター
2月19日(火)	恩願浜	午前10時～正午	赤石自治振興会館
	赤石	午後1時30分～午後3時	町民センター
2月20日(水)	谷地・武士川	午前10時～午後3時	谷地生活館
2月21日(木)	米岡	午前9時～正午	米岡自治振興会館
	神威脇	午後2時～午後4時	神威脇温泉保養所2階
2月22日(金)	初松前	午前10時～正午	初松前自治振興会館
	松江	午後1時30分～午後4時	薬師集会所
2月23日(土)	青苗1・2・3・4区	午前10時～午後4時	青苗支所
2月24日(日)	青苗5・6・7・8区	午前10時～午後4時	
2月28日(木)	奥尻1・2・3区	午前10時～午後3時	役場庁舎分室2階 (旧公民館)
2月29日(金)	奥尻4・5区	午前10時～午後3時	
3月1日(土)	富里	午前10時～午後3時	富里へき地保健福祉館

※上記の日程で都合の悪い方は、2月18日(月)から3月17日(月)までの間で、役場住民課税務保険係（午前9時～午後4時30分）で申告受付を行います。

※医療費控除を受けられる方は、事前に申告用紙で医療機関別に金額の集計を行ってください。  
用紙は役場住民課税務保険係にあります。

■最近、飼い犬を散歩させる際に犬のフンを置き去りにする場合があります。犬のフンは飼い主の責任できちんと後始末をしましょう

## 平成19年分の所得税から適用される主な改正点

### ① 定率減税について

平成11年以降、景気対策のために継続されてきた定率減税が廃止されています。

### ② 所得税の税率について

所得税の税率が次のように改正されています。

改正前	
課税される所得金額	税率
330万円以下	10%
900万円以下	20%
1,800万円以下	30%
1,800万円超	37%



改正後	
課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

### ③ 地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額（最高50,000円）をその年分の総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されています。

なお、今までの長期損害保険料控除に該当するもので、平成18年12月31日までに契約したものについては、従来と同様の計算による金額（最高15,000円）を控除することができます。

## 2月は

### 国民健康保険税 第9期

を納める月です

- ◎ 忘れずに納期（月末）までに納めましょう
- ◎ 納税には便利な口座振替のご利用を

申告書は  
自分で書いてお早めに

平成19年分の所得税、住民税と個人事業税の確定申告の受付が2月18日（月）から始まります。

所得税、住民税と個人事業税の確定申告は3月17日（月）まで、消費税と地方消費税（個人事業者）の確定申告は3月31日（月）までです。

確定申告は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」

などを参考に、自分で作成してお早めに提出してください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成し、送付により提出できます。

また、税務署の申告会場にお越しの際には印鑑、前年の申告書控え、確定申告に必要な書類をご持参ください。

なお、詳しくは江差税務署



（☎）01391521007  
8）へお問い合わせください。  
※税務署の閉庁日（土・日・祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っていませんのでご注意ください。

## e-Taxのご利用を

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する各種手続きを税務署に出かけることなく、自宅などのパソコンで行うことができます。

### ① ホームページから簡単に申告

国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

### ② 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます。

### ③ 添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は提出に代えて、記載内容を入力して送信できます。

### ④ 還付金がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

※ 手続き等の詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。